### 重 要 事 項 説 明 書 ( 売買・交換) ( 第一面)

2025年 6月 25日

# サービス 花子 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法 (以下「法」という。) 第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

商号又は名称 アマゾンウェブサービス 商号又は名称 アマゾン太郎 主たる事務所 東京都目黒区 免 許 証 番 号

説 明 を す る 宅地建物取引士	氏 名	アマゾン太郎
七龙星物林五工	登 録 番 号	xxxxxxxxx
	業務に従事 する事務所	東京都目黒区 電話番号 123-456 -789

取	引	の	態	様		売買 口交換		
(	(法第3	4条第	2 項	)	□当事者	口代理	■媒介	<u> </u>

土	所 在 地	東京都目黒区1-1-1						
地	登記簿の地 目	宅地		面	登記簿面 実 測 面		150.1 148.9	m <sup>†</sup> - m <sup>†</sup>
7-24	所 在 地	東京都目黒区1-1-1						
建	家 屋 番 号	12345	<u> </u>		階 85.0	m <sup>‡</sup>	-,	470.0 2
物	種類及び構造	木造	床面積	2	階 85.0	m¹	計	170. 0m²
売主	の住所・氏名	東京都品川区1-1-1 アマゾ	ンリアル	エスラ	F—			

- I 対象となる宅地又は建物に直接関係する事項 1 登記記録に記録された事項

		所有者	所有権の権利に関する事項
:	土地	住所:東京都品川区1-1-1 氏名:アマゾンリアルエステート	(□有・■無)
	建物	住所:東京都品川区1-1-1 氏名:アマゾンリアルエステート	(□有・■無)

- 2 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要 (1) 都市計画法・建築基準法に基づく制限

1	区 域 の 別	制	限	Ø	概	要
都市計画法	都市計画区域内(■) 都市計画区域内外(□)	市街化区域				
	イ 用 途 地 域 名	制	限	Ø	内	容
	■ 1.第1種低層住居専用地域					
2						
建						
<b>空</b> 东	ロ 地域・地区・街区名等	制	限	の	内	容
築	■ 4.建築基準法第22条区域					
基						
準	ハ 建築面積の限度 (建ペい率制限)	建ペい率60% <del>(敷地面積</del>	m² -	_	m²) ×	
法	ニ 延建築面積の限度 ( 容積率制限)	容積率100% <u>(敷地面積</u>	m² =		m²) ×	
	ホ 敷地等と道路との関係	(□有・■無)				
	<sup>~</sup> 私道の変更又は廃止の 制限	(□有・■無)				
	トその他の制限					

(2)	(1)	以外の法令に基づく制限
\ <b>Z</b> /	\   /	一 め かりん 山 三金 ノ \ 町 姫

	法令名	制限の概要
1	生産緑地法	
2	景観法	
3		

# 3 私道に関する負担に関する事項

負担の有無	□有	■無	備	考	
(負担の内容) 面 積 負担金		Ħ Ħ	なし		

# 4 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに	:利用可能な施設	施設の整備予定	施設整備に関する特別負担の有無		
飲用水	■公営	全面道路配管(■有・□無)	□有	0円	
	□私営	敷地内引込管(□有・■無)	■無		
	口井戸	私設管の有無(□有・■無)			
電気	■ 一括受電ではない	未定	□有	0円	
	□一括受電		■無		
ガス	■都市	全面道路配管(■有・□無)	□有	0円	
	ロプロパン	敷地内引込管(□有・■無)	■無		
排水	■ 公共下水 □個別・集中浄化槽	全面道路配管 (■有・□無)	□有	0円	
	□個別・集中净化僧 □浸透式	私設管の有無(□有・■無)	■無		
備考					

# 5 宅地造成又は建物建築の工事完了時における形状、構造等 (未完成物件のとき)

	形状及び構造	
宅		
地	宅地に接する 道路の幅員及 び構造	

# (第四面)

	形状及び構造	別紙にて説明します				
建	主要構造部、内 装及び外装の構 造・仕上げ	別紙にて説明します				
44		設置する設	備	構	j	造
物	設備の設置及び 構造	別紙にて説明します		別紙にて説明しまっ	<del>)</del>	
6	6 建物状況調査の結果の概要 (既存の建物のとき)					
·						

建物状況調査の実施の有無	■有	<b>□無</b>
建物状況調査の結果の概要	別紙にて説明します。	

# 7 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況 (既存の建物のとき)

		保存の状況	
確認	の申請書及び添付図書並びに確認済証 (新築時のもの)	■有	□無
検査	済証 ( 新築時のもの)	■有	□無
増改	築等を行った物件である場合		
	確認の申請書及び添付図書並びに確認済証 (増改築等のときのもの)	□有	□無
	検査済証 (増改築等のときのもの)	日有	□無
建物	状況調査を実施した住宅である場合		
	建物状況調査結果報告書	■有	口無
既存	住宅性能評価を受けた住宅である場合		
	既存住宅性能評価書	■有	口無
建築	基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合		
	定期調査報告書	□有	□無

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合				
	新耐震基準等に適合していることを証する書類 書類名:(	口有	<del>□無</del>	
備考				

8 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

9 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

10 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

1 1 水防法の規定により市町村の長が提供する図面 (水害ハザードマップ) における当該宅地 建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水(内水)	高潮
小古ハリードマックの有無	(□有・■無)	(□有・■無)	(□有・■無)
水害ハザードマップにおける 宅地建物の所在地	月2_7_日施行)_第5_3_条第: 整備すべき土地の区域とし 区域については、法施工後	は、津波災害地域づくりに関 1_項の規定に基づき都道府県約 1_項の規定に基づき都道府県約 で指定することができるとさい 間もない制度であることからい にかかる区域については、今 あります	田事が警戒避難体制を特に れています。津波災害警戒 、当自治体は現時点では未

### 12 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	□有	■無
石綿使用調査の内容		

# 13 耐震診断の内容

耐震診断の有無	■有	□無
	別紙にて説明します	
耐震診断の内容		

# 14 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	□有	■無
ᅏᄱᄼᅔᄺᄵᇎᄺᄴᄜᇅᆝᄀᄼᄼᄱᄱᇎᄺᆂᇰᆉ	設計住宅性能評価書	
登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	建設住宅性能評価書	

#### (第六面)

# II 取引条件に関する事項

1 代金及び交換差金以外に授受される金額

	金額	授受の目的
1	90,000,000 円	売買代金
2	5,000,000 円	手付金(売買代金の一部に充当します。)
3	税額確定時日割り清算金	令和6年度文固定資産税精算金

#### 2 契約の解除に関する事項

1	■手付け解除(■有・□無)	解除期限:令和6年8月5日
2	引き渡し前の減失・損傷による解除	
3	融資利用の特約による解除(■有・□無)	解除期限:令和6年9月5日
4	契約不適合に夜修正請求・解除	

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

違約金 (■売買代金の・□手付け金額の 20%相当額) 売主、買主は、前記「II.2..(5) 修補の遅滞を含む契約違反による解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して、上記違約金の支払いを請求することができます。

- 4 手付金等の保全措置の概要 (業者が自ら売主の場合)
- (1) 未完成物件の場合

保全の方式	保証委託契約 (法第41条第1 項第1 号) ·保証保険契約 (法第41条第1 項第 2 号)
保全措置を行う 機 関	

#### (2) 完成物件の場合

保全の方式	手付金等寄託契約及び質権設定契約 (法第41条の2 第1 項)
保全措置を行う 機 関	宅地建物取引業法第4_1_条の2_第1_項に基づき、手付金等は売買代金の1_0_分の1_以下かつ1_,0_0_0_万円以下であるため保全措置は講じません。

5 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	□講ずる	■講じない	
保全措置を行う機関			

6 金銭の貸借のあっせん

業者	業者による金銭貸借のあっせんの有無		□有	•	■無
あ	融資取扱金融機関	住信SBIネット			
	融資額	85,000,000			
л 1	融資期間	35年			
せ     ,	利率	実行時			
<i>λ</i>	返済方法	元利金等			
の    -	保証料	実費			
内	ローン事務手数料	実費			
容	その他				
金銭の貝信が成立   しないときの措置			「Ⅱ2契約の解除等		いとき、または否認されたとき 頁_(_3_)_融資利用の特約による

7 担保責任(当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任)の履行に関する措置の概要

担保責任の履行に関する措置を講ずるかどうか	□講ずる	•	■講じない	
担保責任の履行に関する措置の内容				

8 割賦販売に係る事項 (□該当する ■該当しない)

現金販売価格		円			
割賦販売価格					円
				<del>支払時期</del>	支払方法
	うち引渡しまでに支払う金銭	F	<del>၂</del>		
	賦払金の額	F	<del>၂</del>		

# III その他の事項

近年、高層ビル、鉄道、高圧線等の影響により電波障害の発生する地域が多くみられます。本物件においても電波障害の発生する場合が 考えられます。その場合、ケーブルテレビの加入他、地域によっては幹線工事の負担がある場合がありますが、発生費用については買主 負担となります。